

資料編

■ 習志野市障がい者基本計画等策定委員会

1. 習志野市障がい者基本計画等策定委員会設置要領

最終改正 平成26年4月9日

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に基づく市町村障害者計画(以下「障害者基本計画」という。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画を策定又は変更するため、習志野市障がい者基本計画等策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(策定委員会)

第2条 策定委員会は、委員13人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 障害者当事者又はその家族

(2) 知識経験者

(3) 関係団体の代表者又はその推薦を受けた者

(4) 本市の住民(本市在住、在勤、在学の20歳以上の者)

2 策定委員会に、会長及び副会長を各1名置き、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総括し、策定委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員の任期は、障害者基本計画及び市町村障害福祉計画の策定又は変更の完了までとする。

6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第3条 策定委員会の会議は、必要の都度、会長が招集する。

2 策定委員会の議事進行及び整理は会長が行う。

3 会長は、会議において関係者の出席及び、関係部課等に関係資料の提出を求めることができる。

(任務)

第4条 策定委員会は、障害者基本計画及び市町村障害福祉計画の策定又は変更に関することについて協議及び検討する。

(事務)

第5条 策定委員会の事務は、障害福祉担当課において処理をする。

委任)

第6条 この要領に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

2. 委員名簿

(敬称略、順不同)

設置要領第 2 条による選出区分	氏 名
当事者または家族	いとう とくひろ 伊藤 徳廣
当事者または家族	おがわ としこ 小川 俊子
当事者または家族	おりべ まゆみ 織部 真弓
当事者または家族	きた けいこ 喜田 敬子
当事者または家族	ささき めぐみ 佐々木 めぐみ
知識経験者(弁護士)	わたなべ つとむ 渡邊 惇 (会長)
知識経験者(大学教授)	かわかみ まさこ 川上 昌子 (副会長)
知識経験者(障害者施設の施設長)	おおしお ゆきお 大塩 幸雄
知識経験者(手話通訳者)	はらだ みちこ 原田 美智子
団体代表又はその推薦を受けた者 (社会福祉法人のうえい舎 もくせい舎の推薦)	うちやま すみこ 内山 澄子
団体代表又はその推薦を受けた者 (習志野市愛朗会の推薦)	さかした ひろこ 坂下 宏子
団体代表又はその推薦を受けた者 (社会福祉法人あひるの会 あかね園の推薦)	まつお こうへい 松尾 公平
市民	えんどう みさと 遠藤 美里

3. 開催状況

回数	日時	議題
第1回	平成28年12月15日	(1) 会長・副会長の選出 (2) 習志野市障がい者基本計画、 習志野市障がい福祉計画について (3) アンケート調査について (4) その他
第2回	平成29年3月22日	(1) 現計画の達成状況について (2) アンケート調査の概要について (3) 平成29年度基本計画等策定スケジュール について (4) その他
第3回	平成29年8月3日	(1) 障がい者基本計画の骨子案について (2) 障がい福祉計画について (3) その他
第4回	平成29年9月28日	(1) 基本計画の原案について (2) 基本計画の基本理念について (3) その他
第5回	平成29年10月26日	(1) 基本計画の計画案について (2) その他
第6回	平成29年11月30日	(1) 基本計画の計画案について (2) 福祉計画について
第7回	平成30年 2月19日	(1) 基本計画の計画案について (2) 福祉計画の計画案について (3) その他

■ 習志野市障がい者地域共生協議会

1. 習志野市障がい者地域共生協議会設置要領

最終改正 平成29年4月25日

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3の規定により、地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議として、習志野市障がい者地域共生協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 処遇困難事例への対応のあり方の協議及び調整に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開拓及び改善に関すること。
- (4) その他相談支援事業に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員35人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 指定障害福祉サービス事業に関わる者
- (2) 相談支援事業に関わる者
- (3) 保健機関又は医療機関に関わる者
- (4) 教育機関に関わる者
- (5) 障がい者雇用に関わる者
- (6) 障がい者団体に関わる者
- (7) 権利擁護又は地域福祉に関わる者
- (8) 行政関係機関に関わる者
- (9) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会等)

第6条 協議会には、必要に応じて、専門部会及び協議会の運営等に係る会議を置くことができる。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、会長及び過半数の委員の出席をもって開催できるものとする。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(秘密の保持)

第9条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、障がい福祉課において行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

■ 習志野市手話、点字等の利用を進めて、障がいのある人も ない人も^{きずな}絆を深め、互いに心を通わせるまちづくり条例

(通称)習志野市心が通うまちづくり条例

平成27年12月25日

条例第24号

私たちが目指すのは、障がいのある人もない人も、誰もが当たり前心を通わせ、理解し合える住みやすい社会である。人と人が心を通わせるには、共通の言語を基盤とした十分な情報の取得やコミュニケーションをするための手段が必要であるが、障がい等により、音声や文字をそのままでは受け取りにくい人たちもいる。

障がい者は、生活の様々な場面において、必要な情報へのアクセス及びコミュニケーションの困難さを経験している。情報とコミュニケーションは、生活の基礎として重要であるため、手話、点字、代読、音訳、絵カード、文字盤、筆談等障がい者が容易に利用できる情報と意思の伝達手段や人との関わりを通じた伝達手段を使用することが不可欠であり、情報保障とコミュニケーションの保障のための施策が必要である。

また、手話は言語であり、ろう者にとっては物事を考え、互いの感情を伝え合い、知識を蓄え、文化を創造するものである。ろう者は、手話を大切に育んできたが、全国的に手話を使用する環境が整えられてこなかったことから、多くの不便や不安を抱えながら生活してきた。ろう者が安心して生活を送るためには、手話をいつでも自由に使用できる環境の整備が必要である。

このような認識に基づき、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障とコミュニケーションの保障をするとともに、言語として手話を自由に使用できる環境の整備を図ることにより、全ての市民が、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生きる共生社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの保障並びに手話の普及及び理解の促進を図ることにより、障がいのある人もない人も、全ての市民が、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生きる共生社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号の障害及び同条第2号に規定する社会的障壁(以下「社会的障壁」という。)により継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態をいう。
- (2) 障がい者 障害者基本法第2条第1号の障害者をいう。
- (3) 手話、点字等の伝達手段 手話、点字、代読、音訳、絵カード、文字盤、筆談その他の障がい者が容易に利用できる情報及び意思の伝達手段をいう。

- (4) ろう者 耳が聞こえない者のうち、手話により日常生活を送る者をいう。
- (5) 市民活動団体 特定非営利活動法人その他の市民等で構成される営利を目的としない団体で、主に市内において活動を行うものをいう。
- (6) 事業者 市内に事業所又は事務所を有し事業を行う法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)又は個人をいう。
- (7) 情報保障 情報の取得及び利用の機会を保障し、自己実現の価値を認めることをいう。
- (8) コミュニケーション 相互に意思を伝え合い、理解し合い、意味を分かち合い、信頼関係及びつながりを築くことをいう。
- (9) 合理的配慮 社会的障壁の除去の実施が必要とされている場合で、実施に伴う負担が過重でないときに行われる適切な調整及び変更をいう。

(基本理念)

第3条 第1条に規定する共生社会の実現は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 障がい者の基本的人権の尊重又は擁護に当たり、手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの重要性を認めること。
- (2) 手話が言語であるという認識を広め、ろう者が手話を利用する機会を保障すること。
- (3) 障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し、協働すること。

(連携及び協働)

第4条 市、市民、市民活動団体及び事業者は、次条から第7条までに規定する責務を踏まえ、相互に連携及び協働を図り、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの保障並びに手話の普及及び理解の促進のための社会環境の整備に関する施策又は活動を実施するよう努めるものとする。

2 市は、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの保障並びに手話の普及及び理解の促進を図るため、国、他の地方公共団体等との連携及び協働に努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、市が策定する長期計画その他各種計画との整合性を図りながら、第1条の目的を達成するために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの保障並びに手話の普及及び理解に関する合理的配慮を行うものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの重要性並びに手話が言語であることを理解し、障がい者の情報の取得及び利用並びにコミュニケーションにおける合理的配慮を行うよう努めるものとする。

(市民活動団体及び事業者の責務)

第7条 市民活動団体及び事業者は、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの保障並びに手話の普及及び理解の促進に関する合理的配慮を行うよう努めるものとする。

2 市民活動団体及び事業者は、他者が行う第1条の目的を達成するために必要な活動及び市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(障がい者の情報保障及びコミュニケーションの保障に関する施策)

第8条 市は、第5条第1項の規定に基づき、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの保障を図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 障がい者が利用又は選択する手話、点字等の伝達手段によるコミュニケーションの円滑化を図ること。
- (2) 障がい者のコミュニケーションを支援する人材等の養成をすること。
- (3) 障がい者に対し教育、療育、選挙、職業選択、文化芸術活動、スポーツ活動その他社会生活のあらゆる場面で、障がいのない人と等しく情報保障をすることにより、障がい者がコミュニケーションを図ることができる環境を整備すること。
- (4) 災害時における緊急情報を、障がい者の障がいの種類及び特性に応じ迅速かつ的確に伝達すること。
- (5) 障がい者の情報通信並びに放送による情報の取得及び利用を促進すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの保障を図るために必要な施策

(手話の普及及び理解の促進に関する施策)

第9条 市は、第5条第1項の規定に基づき、手話の普及及び理解の促進を図るため、ろう者、手話通訳に携わる者及び関係者と協力して次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 市民に手話を学ぶ機会を提供することにより、手話を普及し、手話に対する理解を促進すること。
- (2) ろう者が手話を学び、使用する機会の確保に努めること。
- (3) ろう者が市の実施する講座等を手話により受講できる環境の整備を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、手話の普及及び理解の促進を図るために必要な施策

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

■ 習志野市「障がい」ひらがな表記に関する指針

最終改正 平成29年3月22日

(1) 目的

この指針は、従来から用いられてきた「障害」の「害」という漢字について、市の公文書等における表記を「障がい」とひらがな表記にすることにより、「害」という漢字の否定的なイメージや違和感を有する市民に配慮するとともに、障害者基本法の目的である「障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会」に対する市民の理解促進と意識の醸成を図ることを目的とする。

(2) 実施内容

市が作成する公文書等の様々な文字情報の発信に際し、人や人の状態を表す場合は、原則、「障がい者」「障がい」と表記するものとする。

なお、表記を改めるのみに留まらず、市の各施策の実施にあたっては、常に障がいのある人に対する適正な配慮を行うとともに、広報啓発活動等を通じて市民の障がい及び障がい者への理解を一層深めるよう努めるものとする。

(3) 対象とする公文書等

- ① 公文書(市が発出する通知、案内文等のほか、各種計画、内部文書を含むものとする。)
- ② 広報、ホームページ、掲示物、資料等(以下「広報等」という)

(4) 実施上の留意点

- ① 実施日に表記の変更が困難なものについては、条件が整い次第、速やかに変更するものとする。
- ② 法令(政省令及び告示等を含む)、条例、規則、要綱等から引用している表記や固有名詞については対象としない。
- ③ 実施日以降に発出し、又は効力が生じる公文書等については、支障のない範囲でひらがな表記の準備を進めることとする。ただし、実施日以降に配布する公文書等について、既に作成が完了している場合は、そのまま使用し、改訂時や増刷時に表記を変更するものとする。
- ④ 既存の施設における表示等については、直ちに変更を要するものでなく、条件が整い次第、順次、表記を変更するものとする。
- ⑤ ひらがな表記は、市民又は町会、自治会、その他の団体(以下「団体等」という)に対して強要するものでなく、それぞれの自主的な判断に委ねるものとする。また、市民、関係機関、団体等からの依頼により、市が広報等による文字情報を発信する場合は、ひらがな表記についての理解を求めることとするが、最終的には依頼者の判断に委ねるものとする。

(5) 条例、規則、要綱等例規の取扱い

本市の既存の条例、規則、要綱等(以下「条例等」という)の表記については、以下の理由により、当分の間、改正を要しないものとする。ただし、習志野市行政組織規則中の「障害福祉課」は「障がい福祉課」に改める。

- ① 法令は、常用漢字表にある漢字を用いていること。
- ② 条例等の改正については、現在、国の「障がい者制度改革推進本部」において行われている「障害」の表記の在り方に関する検討結果を見極める必要があること。

(6) 対象又は対象外とする用例

身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、発達障害者支援法その他の法令等の規定の有無にかかわらず、「身体障害」、「知的障害」、「精神障害」その他人の心身又はその機能に関する用語と「障害」の組み合わせにより障がいのある人又はその人の社会における状況を表すもの(法令等から引用する場合を除く。)

(具体例)

ひらがな表記とする用例

「視覚障がい」、「聴覚障がい」、「内部障がい」、「発達障がい」、「心臓機能障がい」、
「学習障がい」

ひらがな表記としない用例

「電波障害」、「システム障害」、「障害物競走」

(7) 対象外とする用例

- ① 身体障害者手帳、障害者相談支援事業、障害支援区分、障害福祉サービス、障害基礎年金その他の法令、条例等で規定されている制度、事業等の名称
- ② 重度心身障害者医療費助成事業その他の固有の事業等の名称
- ③ 千葉県聴覚障害者協会、千葉県障害者スポーツ協会その他の団体、施設等の名称

(8) 所管

この指針による取扱いは、健康福祉部障がい福祉課が所管する。

(9) 実施時期

この指針による取扱いは、平成24年4月1日から実施する。

■ 用語集(50音・アルファベット順)

あじさい療育支援センター

地域の中核的な療育施設として、福祉型児童発達支援事業、医療型児童発達支援事業、相談支援事業、保育所等訪問支援事業を実施するため、市が設置する児童発達支援センターです。

インクルーシブ保育・教育

障がいの有無にかかわらず、どのような背景を持つ子どもであっても、分け隔てなく一緒に保育すること、子ども一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を「通常の学級において」行う教育のことです。

インフォーマルサービス

法律や制度に基づかない形で提供されるサービスです。

ウェブアクセシビリティ

高齢者や障がいのある人など、心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できることを意味します。例えば、視力の弱い人がサイト上の小さな文字を読めなければ、書かれている内容を把握することに支障が生じます。このような、ウェブサイトにおけるバリアフリーやユニバーサルデザインの概念です。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障がいのある人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設です。市町村又は当該業務の委託を受けた者が設置することができます。

ケアマネジメント

社会的ケアを必要とする人の介護状態や生活状況を把握した上で、本人が望む生活が送れるように、最も効果的で効率的なサービス提供ができるよう調整を行い、そのサービスが有効に利用されているかを継続的に評価する一連の業務のことです。

ケースワーカー

社会福祉士や精神保健福祉士など、障がいのある人への適切な助言や援助を行う人のことをいいます。習志野市役所の障がい福祉課にもケースワーカーがいます。

健康づくりの総合計画「健康なまち習志野」

市民一人ひとりがいきいきと健やかで、心豊かに生活することを目指した健康づくりの総合計画として策定されたものです。

広域専門指導員

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、県内16か所の健康福祉センター(保健所)や千葉県障害者相談センターなどにいる指導員。習志野圏域では、習志野健康福祉センターにいます。同じく同条例に基づく地域相談員や関係機関と連携し、障がい者差別に関する相談や事案の解決に取り組んでいます。

高次脳機能障がい

病気や事故などの原因で脳が損傷されたことにより、言語・注意・記憶・遂行機能、社会的行動などに障がいが生じ、日常生活や社会生活に支障をきたす状態をいいます。

合理的配慮

社会的障壁(障がいのある人が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となる、社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)を取り除くために、障がいのある人の個別の状況に応じて行う配慮のことをいいます。

サービス等利用計画

障がいのある人の心身の状況、置かれている環境、本人及びその家族の意向等を勘案して、利用する障害福祉サービス等の内容や、必要量を定める計画。市町村が障害福祉サービス等の支給を決定する際に必要となります。

障がい者虐待防止センター

「障害者に対する虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」により平成24年10月1日から各市町村に設置されたもので、業務として障がい者虐待に関する通報等の受理、障がい者虐待の防止及び障がい者保護のための相談、指導及び助言と障がい者虐待に関する広報等啓発活動を行います。

障害者権利条約

2006年12月に国連総会で採択された条約。障がいのある人の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障がいのある人に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めたうえで、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めました。

障害者差別解消法

障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成28年4月1日から施行された法律。この法律では、行政機関や民間事業者に対して、障がいのある人への差別的取扱いが禁止されています。また、障がいのある人への合理的配慮の不提供の禁止を行政機関には法的義務とし、民間事業者には努力義務としました。

障害者就業・生活支援センター

障害者雇用促進法に基づく支援機関。希望者に対して、就職や就労に関する相談支援や生活支援を一体的に実施しています。

障がい者職場実習

障がいのある人への就労支援として、非常勤職員として採用している「チャレンジオフィスならしの」とは別に、市役所において短期間、職場実習生の受け入れをしています。

障がいのある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例

障がいのある人に対する理解を広げ、差別をなくす取り組みを進めることにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくるために制定された千葉県の条例です。

ジョブコーチ(職場適応援助者)

障がいのある人が実際に働く職場において、障がいのある人、事業主、障がいのある人の家族に対して職場定着に向けたきめ細やかな人的支援を行う人です。

自立支援医療

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。更生医療の対象は、身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた人で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人(18歳以上)です。育成医療の対象は、身体に障がいのある、又は放置すると将来障がいが残ると認められる18歳未満の人で、手術等により障がいの改善が見込まれる人です。精神通院医療の対象は、精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する人となっています。

身体障がい者相談員、知的障がい者相談員

身体障がい者相談員とは、身体に障がいのある人の更生援護の相談に応じ、必要な指導を行う者で、知的障がい者相談員とは、知的障がいのある人の更生援護に関し、本人又はその保護者等からの相談に応じ、必要な指導を行う者で、両相談員ともに市が委嘱するものです。

総合教育センター

不登校やいじめ、発達などに関する教育相談の総合的な窓口であるとともに、教育に関する諸問題についての調査研究及び研修、情報教育の推進、科学教育の推進等に取り組む市立の教育支援機関です。

ソーシャルインクルージョン(社会的包容)

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み、支えあうという理念です。

習志野市障がい者地域共生協議会

障がいのある人の地域における自立した生活を支援していくために、障がいのある人をはじめ障害福祉サービス事業者や医療、教育、雇用等、各分野の関係者が地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う組織で、平成26年4月1日より、習志野市障がい者自立支援協議会から名称を変更しました。

地域生活支援拠点

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能を、地域の実状に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人を地域全体で支えるサービス提供の場です。

チャレンジドオフィスならしの

障がいのある人の自立促進を図るため、市の非常勤職員として一定期間採用し、その職務経験を活かすことで一般企業等への就労を円滑に行えるように支援をしています。

中核地域生活支援センター

24時間365日体制で、制度の狭間や複合的な課題を抱えた人など地域で生きづらさを抱えた人に対して、包括的な相談支援・関係機関のコーディネートなど、広域的、高度な専門性をもった支援を行う機関です。

特別支援教育

特別支援学校及び特別支援学級等における教育に加えて、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症等、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応も積極的に行うなど、一人ひとりのニーズに応じた教育です。

習志野市市民協働こども発達支援推進協議会

ソーシャルインクルージョンの理念に基づく市の発達支援施策を推進するために設置されました。

習志野障がい者ネットワーク

障がい者団体の相互理解と福祉向上に寄与することを目的に設立されたもので、各団体との親睦と情報交換、行政の行う福祉事業への協力、障がいのある人及びその家族の研修会などを行っています。

乳幼児個別支援計画

成長・発達に不安や心配のある就学前の児童の様子に合わせて、誰もが共通した考えと目線で支援できるように、保護者の願いや育ちの経過、配慮すべき点などをまとめた計画です。保護者の同意のもと、保健、福祉、教育等の各関係機関が連携し、就学後は個別の教育支援計画として引継ぎ、活用することにより、継続的な支援を行うものです。

ノーマライゼーション

「社会で日々を過ごす一人の人間として、障がい者の生活状態が、障がいのない人の生活状態と同じであることは、障がい者の権利である。障がい者は可能な限り同じ条件のもとにおかれるべきであり、そのような状況を実現するための生活環境の改善が必要である。」とする考え方はです。

バリアフリー

高齢者や障がいのある人の歩行、住宅などの出入りを妨げる物理的障壁がなく、動きやすい環境をいい、今日では物理的な障壁を取り除くことだけでなく、制度的、心理的、情報等、障がいのある人を取り巻く生活全般に関連している障壁(バリアー)を取り除く(フリー)ことを含みます。

ピアカウンセリング

同じ障がいを持つもの同士が、対等な立場で同じ仲間として行うカウンセリングです。仲間からサポートされていると感じる場に居ることで、効果的に援助し合い、悩みの解決につながる効果が期待できます。

ピアサポート

障がいのある人自身が、自らの経験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となったり、仲間として社会参加や地域交流、問題解決などを支援したりする活動。ピアカウンセリングも類似の概念です。

ひまわり発達相談センター

成長・発達に不安や心配のある18歳未満の児童及びその保護者の相談並びに指導(就学前児童のみ)を行う市が設置した相談機関です。

福祉ふれあいまつり

「ふれあいとささえ合いのある心豊かな地域社会」の実現をめざし、すべての人が互いを理解する場を設けることを目的に毎年開催しているイベントです。福祉団体による活動紹介や作品販売、福祉機器の紹介・実演、特別支援学級の作品展示・販売などの他、よさこい、フラダンス、小中学生の合唱などのステージアトラクションも開催されます。

ペアレントトレーニング

保護者の方々が子どもとのより良いかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラムです。当初、知的障がいや発達障がいのある子どもを持つ家庭向けに開発されましたが、現在は幅広い目的や方法で展開されています

ペアレントメンター

自閉症など発達障がいのある子どもを育てる保護者に、同じ発達障がいのある子どもの保護者が相談役となり精神的なサポートを行うものです。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍など人々が持つ様々な特性や違いを超えて、すべての人が利用しやすいよう、すべての人に配慮がなされた、環境、建物、製品等にしていこうという考え方に基づいたデザインのことです。

ライフサイクル

一般には、人の一生を段階(ライフステージ)に分け、周期(サイクル)として生活を把握することです。「生まれてから死ぬまで」の人の一生、人生の周期のことです。

ライフサポートファイル

障がいのある子にとって、ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期においても一貫した支援が継続されるよう、家族や関係機関が情報や支援方針を共有するためのファイル。本人に関する様々な情報や支援内容を継続的に記録し、関係機関等の支援計画を1冊にまとめたものをいいます。

ライフステージ

人の一生を幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期などに分けた場合の、それぞれの段階をいいます。

CAS(千葉県発達障害者支援センター)

発達障がいの人とその家族や関係者が安心して地域で暮らしていくことができるように支援する専門機関です。自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいを持つ障がい児(者)及びその家族、これらの障がいのある人を支援する人又は関係機関などを対象に、相談支援、発達支援、就労支援、普及・啓発と研修などを行っています。

PDCA サイクル

政策や施策の質を向上させる仕組みとして、P(計画:Plan)、D(実施:Do)、C(評価:Check)、A(改善>Action)というサイクルで、業務を円滑に進める手法です。